





三木市記者発表資料 (令和8年5月19日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
上下水道部 下水道課	課長 中川友子 (内線 4300)	下水道業務係	0794-82-2010 (内線 4311)

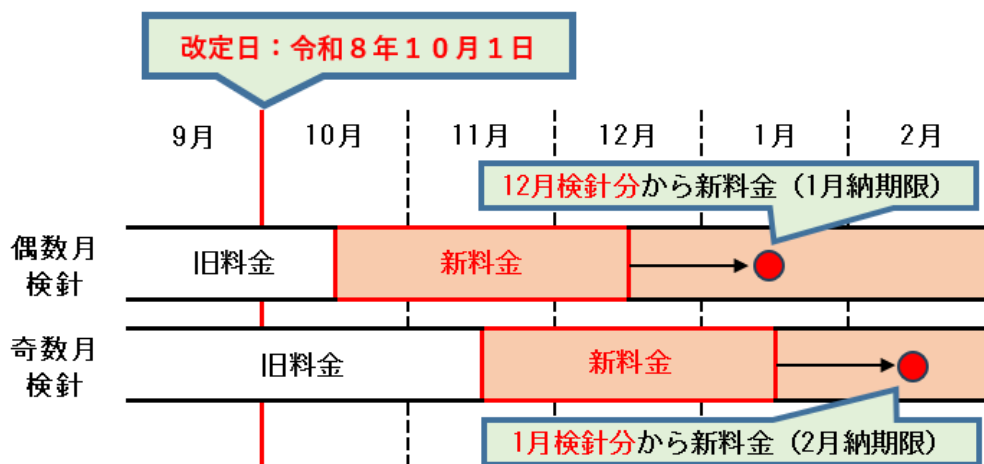
タイトル					
10月1日から下水道使用料を改定 ～ 持続可能な下水道サービスの提供をめざして ～					
本件のポイント					
<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年10月1日から下水道使用料を改定 ・平成16年以来、20年以上据え置いてきた使用料を見直し ・施設の老朽化対策や物価高騰などに対応し、持続可能な事業運営を確保 ・改定後も上下水道料金は北播磨地域内で最安 					
説明文					
<p>有識者や各種団体の代表者などで構成される「下水道事業経営検討委員会」から提出された提言を踏まえ、経営戦略を見直しました。その結果、将来にわたり持続可能な下水道サービスを提供するためには使用料の改定が必要となったため、このたび以下のとおり10月1日から下水道使用料を改定します。</p>					
1 改定日 令和8年10月1日（木）					
2 改定内容					
(1) 新旧下水道使用料対比表 (新使用料の詳細は別紙とおり)					
(1か月当たり、税抜き)					
用途別	基本使用料		従量使用料		
	旧	新	使用量	旧	新
一般汚水	600円	700円	10㎡以下	50円	70円
			11～30㎡	130円	150円
			31～50㎡	170円	190円
			51～100㎡	205円	225円
			101㎡以上	240円	260円
浴場汚水			1㎡あたり	90円	90円
臨時用等			1㎡あたり	400円	400円
※色付き：改正により単価が変更					

(2) 改定後の下水道使用料の例

使用量 /2ヶ月	20㎡	40㎡	800㎡	2,000㎡
(イメージ)	 (2人暮らし)	 (4人暮らし)	 (店舗)	 (病院等)
改定前	2,420円	5,280円	196,570円	513,370円
改定後	3,080円	6,380円	214,390円	557,590円
差額	+660円	+1,100円	+17,820円	+44,220円

(使用料は税込み)

(3) 今後の新料金の適用イメージ



- ・10月1日以降に新たに下水道を使用する方は、新料金になります。
- ・10月1日以前から継続して使用している方は、検針月によって新料金になる時期が異なります。

偶数月検針・・・12月検針分から新料金 奇数月検針・・・1月検針分から新料金

3 下水道使用料改定の背景

(1) 施設の老朽化対策

市内の主要な下水道施設は、平成10年代前半を中心に供用開始しており、今後は大規模な改修が必要になります。あわせて、施設の耐震化を進めることで、大規模災害に備えます。

(2) 使用料収入の減少

節水機器の普及や人口減少により、下水道使用料収入は減少しています。一方で、物価や人件費は上昇しており、使用料改定を行わなければ、安定した下水道事業の運営が難しくなります。

(3) 20年ぶりの改定

前回の改定は平成16年で、20年以上使用料を据え置いて事業運営を続けてきました。今後も安定した下水道事業を運営するため、今回使用料を改定します。

(4) 経営の健全化

改定時期を先送りすると、将来的に必要となる改定額が大きくなり、将来世代の負担が急増します。今回の改定により負担の急増を抑えながら、今後も健全で効率的な経営に取り組みます。

4 ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/46/19843.html>



本案件は次の SDGs 目標に関連します。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを

